

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。
また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。
(なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合には、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。)
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
(この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。)
- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、正当な理由なく、**出荷・販売をしていない**こと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- (4) **必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む**場合
- (5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、**虚偽の回答等を行った**場合

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

個人データ等の取扱いについて

私は、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕並びに畑地の営農計画書の提出に当たって、下記の事項について承諾いたします。

記

1 経営所得安定対策等に係る情報、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕並びに畑地の営農計画書の記載内容、宇都宮市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が整備した水田台帳、交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の事務に必要な範囲において、市協議会が、関係機関（※1）に提供し、又は関係機関が所有する個人情報提供を受けること。

- ① 国の経営所得安定対策等に係る事務
- ② 市協議会の農業構造改革事業に係る事務
- ③ 市協議会による現地確認に係る事務
- ④ 市協議会における認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定事務
- ⑤ 認定方針作成者が行う方針参加農業者別の作付参考値の算定事務

（※1）関係機関

国、栃木県、宇都宮市、宇都宮市農業委員会、他市町の地域農業再生協議会、公益財団法人宇都宮市農業公社、認定方針作成者、農業共済組合、土地改良区

- 2 市協議会又は国の交付金の計算方法に従って交付金を算定すること。
- 3 市協議会の求めに応じ、市協議会又は国の交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類を提出すること。
- 4 市協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書等の内容を訂正すること。
- 5 交付金の支払を受けた後であっても、私が交付要件を満たしていなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。